

“嬉野市結婚新生活支援事業補助金”

◆嬉野市での結婚新生活を応援します◆

結婚して新生活を始める新婚世帯に対して
結婚に伴う住宅費用等を補助します。



対象となる世帯

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
- ② 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下
- ③ 夫婦の所得金額の合計金額が500万円未満
(※貸与型奨学金を返済している方は、所得から年間返済額を控除します)
- ④ 対象となる住宅が嬉野市内にあり、住民登録のうえ居住していること
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 申請時において世帯全員が市税等の滞納がないこと
- ⑦ 補助金の交付を受けた日から1年以上、嬉野市に定住する意思があること
- ⑧ 嬉野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

対象となる経費



支払期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用
- ② 婚姻に伴う住宅賃借費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ③ 婚姻に伴う引越費用
(引越業者または運送業者に支払った費用)
- ④ リフォーム費用

※婚姻日から1年以内に実施(発注契約)した当該住宅のリフォームであること

補助金額

1世帯当たり上限 30万円
(夫婦とも29歳以下は60万円)

※予算額に達したら終了

申請期限

令和7年3月まで

申請・問い合わせ先

嬉野市役所 企画政策課 電話：0954-66-9117

事前にお問い合わせください。必要書類・手続き方法については裏面をご覧ください。
嬉野市ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.ureshino.lg.jp/)

【申請に必要なもの】

共通

- 嬉野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- 世帯全員の住民票の写し 夫婦の最新の所得証明書
- 世帯全員の納税証明書(完納証明書をお願いします。) 誓約書兼同意書(様式第3号)

住宅を取得した場合

- 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 住宅取得費の領収書または支払金額が確認できる書類の写し

住宅を借りた場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 賃料等の領収書または支払金額が確認できる書類の写し
- 就労している人全員の住宅手当支給証明書(様式第2号)

引越しをした場合

- 引越しに係る領収書の写し(引越業者または運送業者に支払った費用に限ります。)

リフォームをした場合

- リフォームの工事請負契約書又は売買契約書の写し
- リフォームの領収書または支払金額が確認できる書類の写し

貸与型奨学金を返済している場合

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
(所得証明書で証明された年中に返済した額)

《補助金交付までの流れ》

嬉野市内で新生活開始。(令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻した夫婦)

